証券コード:9687 2022年6月8日

株主各位

東京都稲城市百村1625番地2 株式会社KSK 取締役社長牧野信之

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましてはご来場を見合わせることをご検討いただき、極力、議決権の事前行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日** 時 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都多摩市落合一丁目43番地 京王プラザホテル多摩 3階白鳳 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項

1. 第48期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件

2. 第48期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、① 連結計算書類の「連結注記表」及び② 計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.ksk.co.jp/ir/meeting.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - 従いまして本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、書面による 郵送又はインターネット上の当社ホームページ(アドレス https://www.ksk.co.jp/)に掲載させ ていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年 4 月 1 日から) (2022年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大や、それに伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出もあり、厳しい状況が続きました。秋口以降は、ワクチン接種率の高まりや各種政策の効果等による感染者数の減少に伴い、経済活動の正常化、景気回復への展望も開けてまいりました。しかしながら、その後、オミクロン株による感染症の再拡大やウクライナ情勢の緊迫化等から、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業界においては、コロナ禍における行政のデジタル化や働き方改革等の新常態へのシフト、並びにDX(デジタル・トランスフォーメーション)や5G、IoT等に関連する市場の拡大により、今後一層の需要の伸長が期待されております。

このような環境の中、当社グループでは、マーケットが求める新たなニーズに柔軟かつ的確に対応しつつ、品質及び技術力向上施策を基盤とした、付加価値の高いITサービスの提供に努めてまいりました。また、新卒新入社員に対し、技術力・人間力のバランスが取れた基礎教育を実施する等、人材育成、早期戦力化に向けた成長投資を積極的に行うことで、新常態に向け拡大する市場の需要に適応できる体制を整えてまいりました。さらに、将来の事業発展には欠かせない新卒社員等の採用活動につきましても積極的に推進してまいりました。

なお、当社グループでは従業員一人ひとりの健康を最大の経営資源と捉え、健康増進に向け様々な活動を継続的に行っており、本年3月、経済産業省と東京証券取引所が共同で選出する「健康経営銘柄」に4年連続で選定されました。また、「健康経営優良法人(ホワイト500)」にも6年連続で認定されました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は18,623百万円で前連結会計年度比1,075百万円の増加(前連結会計年度比6.1%増)となりました。利益面では、募集費・教育図書費等の人材投資や、社内DX推進に向けた取り組み、新宿技術センターの拡張移転等により経費が増加したものの、契約条件の改善、稼働率の向上等により利益率が改善したこと等から、営業利益は2,069百万円で前連結会計年度比261百万円の増加(同14.5%増)となりました。営業外損益において、助成金収入が前連結会計年度比大幅に減額となったことから、経常利益は2,229百万円で前連結会計年度比45百万円の減少(同2.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,501百万円で前連結会計年度比32百万円の減少(同2.1%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

イ.システムコア事業

通信機器部品の機構設計、医療装置の設計開発業務に関しては堅調に推移しております。一方、車載関連の半導体設計並びに組込ソフトウェア開発に関しては、市況の悪化に伴い受注量が減少したものの、通期では回復の兆しも一部に見え始めていること等から、売上高は3,392百万円(前連結会計年度比4.5%増)、セグメント利益は848百万円(同11.3%増)となりました。

ロ. ITソリューション事業

スマートデバイス検証サービスが堅調です。自社開発のパッケージソフトウェアの受注も積み上がる一方、その他システム開発案件の一部受注実績が伸び悩んでいること等から、売上高は4,475百万円(前連結会計年度比5.2%増)となりました。費用面においては、自社開発のパッケージソフトウェアの減価償却が終了し、改良等の追加投資も一巡したこと等から、セグメント利益は852百万円(同43.9%増)の大幅増益となりました。

ハ. ネットワークサービス事業

ポストコロナの新常態を見据えた、企業のネットワーク新規構築や運用・保守業務の旺盛な需要に対し、受注機会を的確に捉え対応できるよう、継続的かつ積極的に人材投資を行ってまいりました。その結果、売上高は10,756百万円(前連結会計年度比7.0%増)、セグメント利益は2,224百万円(同11.8%増)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	前連結会 2020		当連結会 2021	
(2) X 2 F	売 上 高 百万円	構成比 %	売 上 高 百万円	構成比 %
シ ス テ ム コ ア 事 業	3,245	18.5	3,392	18.2
ITソリューション事業	4,251	24.2	4,475	24.0
ネットワークサービス事業	10,050	57.3	10,756	57.8
合 計	17,547	100.0	18,623	100.0

- (注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- ② 設備投資の状況 特に記述すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 特に記述すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 特に記述すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 特に記述すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特に記述すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特に記述すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区分	第45期 2018年度	第46期 2019年度	第47期 2020年度	第48期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高	16,421	17,274	17,547	18,623
経 常 利 益	1,402	1,651	2,275	2,229
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	932	1,083	1,533	1,501
1 株当たり当期純利益	155円21銭	181円48銭	256円47銭	251円58銭
総資産	15,270	15,550	17,624	18,497
純 資 産	10,842	11,444	12,546	13,632
1 株当たり純資産額	1,805円69銭	1,883円43銭	2,076円29銭	2,253円34銭

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除いて、表示単位未満を切り捨てて表示 しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数で算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式の数を除いて算出しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には親会社が存在しませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名	称	資	本	金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
			百	万円	%	
株式会社KSKテ	クノサポート			50	100	通信・コンピュータ関連 オペレーション業務 データ入力等情報処理
株式会社K	S K 九州			20	90	アプリケーションソフトウェア開発

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① 技術力及び品質の向上

技術力と高品質に裏付けられた、付加価値の高い I T サービスを提供し続けることが C S (顧客満足)を向上させ、圧倒的な競争力の獲得につながるものと考えております。今後一層の拡大が期待される、D X (デジタルトランスフォーメーション)や5 G、 I o T 等に関連する市場において、柔軟かつ的確に対応できるよう、当社グループでは、2017年4月以降、「品質ナンバーワン」を掲げ展開している「かがやきプロジェクト」において、品質向上に向けた各種施策を実施し、成果をあげてまいりました。さらに2021年8月、「全社技術力向上委員会」を発足させ、スキルロードマップの活用等、技術力向上に向けた各種施策を通じ、品質に加え、技術者としての価値を高めることで、将来にわたり持続可能なエクセレントカンパニーの実現を目指してまいります。

② 人材の確保と育成

IT業界の技術変化の速さやお客様ニーズの多様化は、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢の緊迫化等の不安定要素により、その変化が加速し、さらに新たな変化が起きる可能性を秘めております。このような環境の中で競争力を高め、勝ち残っていくためには、タイムリーに技術者やサービスを提供する体制を整える必要があります。当社グループでは、技術の知識と経験を持った人材の確保と育成を経営の最優先課題と捉えており、新卒・中途採用を問わず技術者の確保に努めております。また、独自の研修機関(KSKカレッジ)を通じ、常に最新技術の動向に対応すべくグループ社員の研修を行う等、人材育成投資を積極的に行っております。引き続き、社員の技術力と人間力をバランスよく向上させるための人的資本への投資強化を行ってまいります。

③ 事業構造の見直し

5 Gや I o T等に関連する新たなサービスの提供、自動運転支援などのソフトウェア開発業務の急拡大など、市場は想定した以上に速いテンポでかつダイナミックに変化しております。

今後、コロナ禍における企業の新常態としてのテレワークの浸透や、DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進に伴うクラウド環境整備、仮想化技術の活用、サイバーセキュリティ強化等の「デジタル・シフト」に向けて、成長が期待できる分野へ経営資源を集中して投入すべく、重点分野を適宜見直し、戦略的かつ柔軟に業務シフトを行ってまいります。ただし、特定の分野や取引先に過度に集中や依存することは業績変動リスクを伴うため、必要に応じて適度な分散や多様化を図ってまいります。

また、当社グループでは、基幹システムを通じて経営情報の的確な収集を実現しておりますが、さらなる意思決定のスピードアップを目指し、今後も社内DXを推進してまいります。

④ 健康経営

企業の長期的、継続的な成長を実現するためには、その主体である従業員一人ひとりの健康が不可欠であると考え、当社グループでは2014年に「健康経営宣言」を発表して以来、代表取締役を健康経営の最高責任者とし全社体制で健康経営を推進しております。こうした取り組みを継続的に行う中で、経済産業省と東京証券取引所が共同で選出する「健康経営銘柄」に4年連続で選定されたほか、経済産業省からは6年連続で「健康経営優良法人(ホワイト500)」の認定を受けております。今後とも従業員の健康増進を経営の重要な課題として捉え、さらなる従業員の健康の維持・増進と企業生産性の向上を目指してまいります。

⑤ コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンス・コードの改正、東京証券取引所の市場再編等を背景に、コーポレートガバナンスの一層の強化が求められております。当社グループでは、独立役員である社外監査役の他に社外取締役を選任しております。加えて、非執行部門という共通性を持った社外役員等からなる「社外役員協議会」を設置し、経営の監視について十分に機能する体制を整備しております。今後も意思決定プロセスの適正性の確保と内部統制システムの適切な運用が行われるよう監視することで、投資家や顧客の信頼とニーズに応えてまいります。

⑥ 情報セキュリティ対策のさらなる強化

近年脅威を増しているサイバー攻撃は、その手法が高度化するなどして被害が拡大しており、また、テレワークの浸透など働き方の多様化により、企業のシステムやネットワークに対するセキュリティはより強固でフレキシブルな対応が求められております。

当社グループでは、特定の組織を狙った標的型サイバー攻撃など、外部からの脅威に対する情報セキュリティ対策として「KSK-CSIRT」を設置しており、ウイルスや不正アクセス等の外部からの攻撃に対する検知・防御能力のさらなる強化を図る一方、万一事故が発生した場合の適切な対応の整備に取り組んでまいります。

⑦ 今後予想される災害等への対応

今般の新型コロナウイルス感染拡大への対応に加え、近い将来に首都圏直下型地震の発生が 予想されており、さらには外国からの武力攻撃、テロ、サイバー攻撃など、災害等発生時に備 えた対策の強化が、より広範囲に求められております。

当社グループで策定済の事業継続計画(BCP)は、震災や台風等の暴風雨による水害を想

定した自然災害対策に加え、パンデミックや都市封鎖への対応等、より実効性のあるものに随時見直しを行っております。引き続き従業員の安全確保や事業継続に必要な体制や設備等を整備・強化してまいります。

⑧ サステナビリティへの取り組み

経営理念「敬天愛人」ならびにグループ企業行動憲章に則った「サステナビリティ基本方針」に基づき、当社グループが社会の構造変化に適切に対応し、責任ある企業の一員として持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことで、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

具体的な取り組みとして、社内に設置したサステナビリティ委員会を中心に、環境や地域社会との共存に資する地域ボランティア清掃活動、地域図書館との連携策等を推進しております。従来から取り組んでいる健康経営や各種エンゲージメント施策の推進などと合わせ、今後も人間中心の経営を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難な状況であり、ウクライナ情勢の 緊迫化等、地政学的リスクも高まっていることから、景気の先行きは依然として厳しい状況が 続くものと思われます。今後、ワクチン接種が進捗すること等により社会経済活動の制限も段 階的に緩和され、景気の持ち直しが期待されますが、いましばらくは不透明な状況が続くもの と予想されます。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、行政のデジタル化や働き方改革など新常態の定着化を強く促しており、今後も5GやIoT、仮想化等の技術に対する需要は高まるものと期待されます。当社グループでは、こうしたマーケットが求める新たなニーズに柔軟かつ的確に対応するべく、人材育成、早期戦力化に向けた人的資本への投資強化を積極的に行い、品質及び技術力向上施策を基盤とした付加価値の高いITサービスの提供に努めてまいります。

当社グループでは、引き続き会社一丸となって業績向上に向け邁進してまいりますので、 株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社2社で構成されており、以下の3つのセグメントに分類し事業を行っております。

① システムコア事業

システムLSIを中核とする半導体設計、車載機器の組込ソフトウェア開発、各種情報処理機器のハードウェア設計、システム支援などを中心に業務を行っております。

② ITソリューション事業

パッケージソフトウェアの開発、アプリケーションソフトウェアの受託開発、CADシステム開発、Webシステム開発、モバイル実機検証サービス、データエントリー業務、オペレーター派遣業務、介護・福祉サービスなどを中心に業務を行っております。

③ ネットワークサービス事業

通信・コンピュータ関連システムの構築・現地調整・運用・保守、CADシステムの運用管理、各種サポートセンターにおける技術支援サービスなどを中心に業務を行っております。

(6) 主要な営業所(2022年3月31日現在)

① 当社

本社………東京都稲城市百村1625番地2

事業所…………東京技術センター (東京都稲城市)

日本橋技術センター (東京都千代田区)

新宿技術センター (東京都渋谷区)

川崎技術センター (神奈川県川崎市中原区) さいたま技術センター (埼玉県さいたま市大宮区)

浜松技術センター (静岡県浜松市中区)

熊本営業所 (熊本県熊本市南区)

② 子会社

株式会社KSKテクノサポート 本社 (東京都稲城市)

株式会社KSK九州 本社 (東京都稲城市)

(7) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従	業	員 数	前連結会計年度末比増減
システムコア事業			358名	6名増
ITソリューション事業			431名	13名増
ネットワークサービス事業			1,379名	76名増
全社 (共通)			105名	8名減
合 計			2,273名	87名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員は含み、常用パートは除いております。)は除いております。
 - 2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に属している者であります。
 - ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	帝	平	均	勤	続	年	数
		1,680á	Ś	62名増			34.92歳					9.8	3年	

- (注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員は含み、常用パートは除いております。) は除いております。
- (8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2022年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式の総数 7,636,368株

③ 株主数 1,278名

④ 大株主の状況(上位10名)

	株			主			í	<u> </u>	持	株		数	持	株	比	, 率
Ш		崎			陽			子			803	千株			13.	.46%
BBH	FOR	FIDELIT	Y LO	OW-PF	RICED	STO	OCK	FUND			515	千株			8.	.65%
Ш		崎			武			幹			462	千株			7.	.74%
Ш		崎			武			寛			462	千株			7.	.74%
光	通	信		株	式		会	社			446=	千株			7.	.49%
K	S	Κ :	従	業	員	持	杉	未 会			297	千株			4.	.99%
株	式 会	社 U	Н	Ра	r t	n	e r	s 2			195	千株			3.	.28%
石		井			公			子			157	千株			2.	.63%
А	G	S		株	式		会	社			147	千株			2.	.46%
BBH SR		FIDEL		PURI POR	TAN TUNI	TR: TIE		DELITY FUND			121-	千株			2.	.04%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,669,861株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況

				2014年 第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)	2015年第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)	2016年 第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)
新	株予	汋 権	の数	3,184個	1,964個	2,308個
目種	的 と な 類	る 株と	式 の 数	普通株式 31,840株	普通株式 19,640株	普通株式 23,080株
払	込	金	額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
行	使	価	格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行	使	期	間	自 2014年 7 月30日 至 2044年 7 月29日	自 2015年 8 月 4 日 至 2045年 8 月 3 日	自 2016年 8 月 2 日 至 2046年 8 月 1 日
取	締役の	保有	状 況	2,421個(3名) 24,210株	1,489個 (3名) 14,890株	1,697個 (3名) 16,970株

				2017年 第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)	2018年第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)	2019年 第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)
新	株予糸	的 権 (の数	1,908個	1,280個	1,862個
目種	的 と な 類	る 株と	式の数	普通株式 19,080株	普通株式 12,800株	普通株式 18,620株
払	込	金	額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
行	使	価	格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行	使	期	間	自 2017年 8 月 2 日 至 2047年 8 月 1 日	自 2018年 8 月 2 日 至 2048年 8 月 1 日	自 2019年 8 月 2 日 至 2049年 8 月 1 日
取	締役の	保有	状 況	1,402個 (3名) 14,020株	1,202個 (5名) 12,020株	1,749個(5名) 17,490株

						2019年 第2回 新 株 予 約 権 (注3)(注4)	2020年 第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)	2021年 第1回 新 株 予 約 権 (注1)(注2)
新	株子	約)権	の	数	575個	1,613個	1,340個
目種	的と 類		る 株と	式	の 数	普通株式 57,500株	普通株式 16,130株	普通株式 13,400株
払	込	:	金		額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
行	使		価		格	1株当たり1,931円	1株当たり1円	1株当たり1円
行	使		期		間	自 2024年 8 月 2 日 至 2025年 8 月 1 日	自 2020年 8 月 4 日 至 2050年 8 月 3 日	自 2021年 8 月 3 日 至 2051年 8 月 2 日
取	締役	の	保有	状	況	75個 (5名) 7,500株	1,613個(6名) 16,130株	1,340個(6名) 13,400株

- ※ 当社は社外取締役及び監査役(社外を含む)には上記新株予約権を付与しておりません。
 - (注) 1. 取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (注) 2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が法定相続人のうち1名(以下「相続承継人」という。) のみに帰属した場合に限り、相続承継人は下記(1)から(3)の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
 - (1) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - (2) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。
 - (3) 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り 一括して新株予約権を行使することができる。
- (注) 3. 権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- (注) 4. その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

氏			名	ţ	也	位	及		S,		担	<u> </u>	4	重	要	な	兼	職	の	状	況
河	村	具	美	取 (代	締	表	役 取		締	会	役	長)								
牧	野	信	之	取 (代	締	表	役 取		締	社	役	長)								
柿	森	良	_	取 (D	X	推	締	進	担	3	当	役)								
阿位	左見	俊	_	取 (事	業	企	締画	4	Z	部	長	役)								
照	内	定	光	取 (ネ	ペット	ワ-	- ク +	締 ナー	ビフ	く事	業	本部									
Ш	辺	恭	輔	取 (管		理	締本		部		長	役)								
多禾		英	俊	取				締					役	公認 多和 佐鳥	 田公 電機	認会	:計: (会社	上事》 土社会	务所 外取網	締役	
内(戸	山 籍名:	郁 石坂郁	夫 (夫)	常		勤		監			査		役								
杉	本	_	志	監				査					役	弁護	士、	赤城	中纪	央法(聿事?	務所	
塩	畑	_	男	監				查					役								

- (注) 1. 取締役多和田英俊氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役杉本一志氏及び監査役塩畑一男氏は、社外監査役であります。
 - 3. 社外監査役杉本一志氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 社外監査役塩畑一男氏は長年の企業経営を通じて高い見識を有しております。
 - 5. 当社は、取締役多和田英俊氏及び監査役杉本一志氏並びに監査役塩畑一男氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役及び執行役員等であり被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用は、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

					報酬等の	種類別の総額(百万円)	サ ク レナ、フ
役	員	X	分	報酬等の総額 (百万円)		業績連	動報酬	対象となる 役員の員数
				/از ادرات	固定報酬	業績連動報酬	ストック オプション	(名)
取 (う ち		締 外 取	役 締 役)	182 (3)	124 (3)	28 (-)	30 (-)	7 (1)
<u>監</u> (うち		查 外 監	役 査 役)	14 (7)	14 (7)	_ (-)	_ (-)	3 (2)
合			計	196	138	28	30	10

口. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 当社の取締役の報酬等に関しては、1997年6月27日開催の当社第23期定時株主総会決議において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。また、別枠で2014年6月27日開催の当社第40期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

- b. 取締役の報酬等に関する基本方針
 - i) 各取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で役員報酬規程等に基づき決定する。
 - ii) 当社の経営理念に基づく経営を実践し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への 貢献意識を高める。
 - iii) 業績連動報酬と非連動報酬とのバランス、および同業他社との報酬水準を考慮した報酬体系とする。
 - iv) 社外役員協議会の意見を尊重した、透明性と客観性の高い決定プロセスを実現する。

c. 役員報酬等の構成

当社の役員報酬は、会社や個人の業績(会社業績予想値や担当する事業セグメント業績への貢献度等)により変動する業績連動報酬と、長期的な課題に対するインセンティブとしてのストック・オプションから成る報酬、および役職(職位)に応じて決定する固定的な報酬の非連動報酬により構成されております。

- d. 業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由および業績連動報酬の額の決定方法 取締役の業績連動報酬に係る指標は、売上指標として、全社売上、セグメント売上を 勘案し、利益指標として、全社経常利益、セグメント利益、全社純利益を勘案すること としております。また、非財務指標として、技術レベルの向上率や各種エンゲージメン ト施策推進状況等の目標、並びに健康経営の推進状況等のESG目標を勘案することと しております。当該指標を選択した理由は、業務執行の成果を客観的に測る指標として 適切と考えられるためです。
- e. 報酬額決定のプロセス

社外役員協議会に対し、同業他社との比較による報酬水準の確認や、業績連動指標の評価項目や、妥当性について意見を聴取の上、取締役会の決議により一任された代表取締役 河村具美・牧野信之が、当社の業績及び担当事業における成果等を総合的に勘案し、協議により役員報酬を決定しております。

f. 社外取締役の報酬構成

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されます。

- ハ. 監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
 - a. 当社の監査役の報酬等に関しては1999年6月29日開催の当社第25期定時株主総会決議 において年額30百万円以内としております。また、当該株主総会終結時点の監査役の員 数は4名です。

b. 報酬額決定のプロセス

各監査役の報酬は、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で監査役の協議に基づき決定しております。

- ⑤ 社外役員に関する事項
 - イ、他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役多和田英俊氏は多和田公認会計士事務所に属し、佐鳥電機株式会社の社外取締役 であります。当社と多和田公認会計士事務所及び佐鳥電機株式会社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役杉本一志氏は赤坂中央法律事務所に属しております。当社と赤坂中央法律事務所 との間には特別な関係はありません。
 - 立. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。
 - ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

							取	ζ		締	役		会	E	结		査	役		会
							出	席		数	出	席	率	出	席		数	出	席	率
取	締	役	多	和田	英	俊	1	10/	/11			10	0%				_			-
監	査	役	杉	本	_	志	1	10/	/11			10	0%	1	10,	/11			10	0%
監	査	役	塩	畑	_	男	1	10/	/11			10	0%	1	10,	/11			10	0%

- (注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。
 - ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役多和田英俊氏は、企業監査経験と会計上の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

監査役杉本一志氏は、法律上の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

監査役塩畑一男氏は、企業経営経験者の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜 行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額			27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬 等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、企業活動における遵法の精神を「KSKグループ企業行動憲章」として定めております。
 - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の基礎として「役員服務規程」 と「社員の行動規範」を制定し社内研修等を通じて社内に周知しております。
 - ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応を取っております。
 - 二. 当社は、代表取締役会長直轄の「内部監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で組織及び制度の監査や業務監査等を実施し、不正及び過誤の防止に努め、監査結果を代表取締役会長や取締役会に報告するとともに、監査対象部門に改善事項を勧告してその改善状況の確認を行っております。
 - ホ. 重要事項については、顧問契約をしている弁護士、税理士、公認会計士等外部の専門家と 事前相談を行っております。
 - へ. 「通報・相談窓□規程」に基づき、社内通報システムを有効に活用しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の重要な意思決定及び取締役への報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に基づいて行うほか、全社において55活動を展開し、文書や情報の整理・整頓を行い、必要な情報が効率よく管理される体制を構築しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とし、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理を推進しております。また、「リスク管理規程」を制定しております。
 - ロ. 当社は受注後のプロジェクト管理について「プロジェクト管理規程」を新たに制定すると ともに、受注時の審査に関する「プロジェクト審査規程」を制定しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会規則や組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を必要に応じて見直しております。
 - ロ. 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定を行います。なお、必要に応じて書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う方法も含めた、臨時取締役会の開催を併用し、迅速な意思決定を行っております。

- ハ. 当社は事業部制を採用し事業計画を策定するとともに、その執行状況については取締役会 で報告を行っております。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための 体制
 - イ. 当社は、子会社から毎月事業内容の報告を受けるほか、重要事項の執行については、子会社と締結している「ガバナンス契約」に基づき事前同意を得ることとしております。
 - ロ. 当社で制定しているコンプライアンス体制の基礎となる「社員の行動規範」を子会社にも 適用しております。また、主要な社内規程についてはグループ規程として制定し、グルー プ内各社共通のルールとしております。
 - ハ. 当社の管理本部が、グループ会社管理規程に基づき子会社の管理を担当しております。
 - 二. 当社の監査役は、子会社の業務の適正性に問題があると思われる場合は、必要に応じて調査を行っております。
 - ホ. 当社で整備する社内通報システムの適用範囲にグループ会社を含めて運用しております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役から職務を補助する使用人を置くよう要望があった場合は、独立した部署を置き、 必要な人員を配置することとしております。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性確保に関する事項 監査役を補助する使用人を置いた場合は、当人の人事異動、人事評価、懲戒処分等を行う場合には、事前に監査役の意見を聞き、これを尊重するものといたします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 - イ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがある とき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告することにして おります。
 - 口. 内部通報や社内処分があった場合、担当する役員又は使用人は監査役に報告することにしております。
 - ハ. 通報者が、通報や相談をしたことを理由に、不利な扱いを受けないよう「通報・相談窓口 規程」に不利益取扱い禁止条項を設けております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と も連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
 - ロ. 監査役が実効のある監査を行えるよう、監査業務に伴い発生する費用については、速やか に処理することとしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制に基づき、以下のような具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行

- イ. 取締役は「役員服務規程」に基づき職務を執行するとともに、取締役会で決議・報告すべき事項や運営方法について定めた「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を行っております。
- ロ. 各取締役は四半期毎に取締役会において、それぞれが担当する職務について活動状況の報告を行っております。
- ハ. 社外取締役・監査役等からなる「社外役員協議会」が、当社経営陣から独立した中立的な 見地から取締役候補者について協議を行う等、取締役会等の監督強化に努めております。

② 内部監査の実施

- イ. 期初に作成した内部監査計画に基づき、内部監査室が不正やルール違反が無いかという観点から、業務執行部門に対する業務監査を実施しております。
- ロ. 当社のグループ会社に対しても、当社の内部監査室が当社と同様の業務監査を実施し、不 正やルール違反がないか確認をしております。
- ハ. 内部監査の結果については、直接代表取締役会長に報告されるとともに、四半期毎に内部 監査室の責任者より、直接取締役会において報告が行われております。

③ 監査役の監査体制

- イ. 監査役と内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、四半期毎に連絡会議を開催し内部監査の状況についての報告や、内部監査実施時に監査役が立会うことを通じて意見交換を行っております。
- ロ. 監査役と会計監査人との間で、会計監査の状況等について定期的に情報交換を行っております。

④ リスク管理

- イ. 「リスク管理規程」に基づき、関係会社も含めたグループ全体のリスク管理を徹底し、損失の最小化に努めております。
- ロ. プロジェクトの受注時審査や受注後の管理については、それぞれ「プロジェクト審査規程」や「プロジェクト管理規程」に基づき実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題であると位置付けており、配当決定に当たっては、連結業績を基準に、配当性向30%を目処に配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、経営環境の変化や技術革新に備えるとともに、パッケージソフトウェアの開発及び技術力向上のための人材育成投資、社内DX推進に向けたインフラの整備など、持続的成長に向けた投資を行ってまいります。

上記方針に基づき、当期については、2022年4月28日「2022年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、1株につき77円の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
 流 動 資 産	11,869	流動負債	3,086
 現金及び預金	5,341	買掛金	192
		未払法人税等	377
受取手形、売掛金及び契約資産	4,093	契 約 負 債	38
有 価 証 券	2,302	賞 与 引 当 金	1,502
原材料及び貯蔵品	1	そ の 他	976
	1 2 1	固定負債	1,778
その他	131	退職給付に係る負債	1,526
貸倒引当金	△0	資 産 除 去 債 務	58
固定資産	6,628	そ の 他	193
 有形固定資産	572	負 債 合 計	4,865
		(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	1,160	株 主 資 本	13,284
土 地	128	資 本 金	1,448
その他	408	資本剰余金	1,665
減価償却累計額	△1,125	利 益 剰 余 金	11,341
		自己株式	△1,171
無形固定資産	51	その他の包括利益累計額	159
投資その他の資産	6,004	その他有価証券評価差額金	343
	4,833	退職給付に係る調整累計額	△183
		新株予約権	182
操 延 税 金 資 産	938	非 支 配 株 主 持 分	4
そ の 他	232	純 資 産 合 計	13,632
資 産 合 計	18,497	負債及び純資産合計	18,497

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		Ŧ	斗										目			金	額
売						Ŧ	<u>.</u>					高	i				百万円 18,623
売				١	E			原				価	i				14,306
売			上	-		総	ž ž		利			益	ī				4,317
販	륫	Ē	費	及	3	Ω,	_	般	Í	管	理	費	į				2,247
営				当	Ě			利				益	ī				2,069
営			業	ŧ		タ	!		ДĮ	Į.		益	ī				161
	受					取				:	利				息		26
	受				取			配				当			金		15
	助	l			成			金				収			入		109
	そ							の							他		10
営			業	ŧ		夕	ŀ		費	į		用	l				1
	そ							の							他		1
経				Ä	Ŕ			利				益	ī				2,229
特				另	IJ			損				失	:				1
	古			定		資		産			除		却		損		1
科	ť	金	È	等	調] }	整	前	<u> </u>	É	期	純	į	利	益		2,228
浸	¥	人	利	兑	`	住	Þ	₹ ₹	兑	及	\mathcal{O}	₹	ļ.	業	税		774
浸	¥		人			税		等		Ē	問		整		額		△48
븰	É			ţ	朝			純			7	FIJ			益		1,502
刲	ŧ :	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	,利	益		1
親	見:	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益		1,501

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高		1,4	48	1,665	10,282	△1,171	12,226
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					16		16
会計方針の変更を反映した 当期首残高		1,4	48	1,665	10,299	△1,171	12,242
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△459		△459
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,501		1,501
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計			_	_	1,041	_	1,041
2022年3月31日 残高		1,4	48	1,665	11,341	△1,171	13,284

	その)他の包括利益累	計額	新株	非支配株主	
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	予約権	持分	純資産合計
2021年4月1日 残高	359	△197	162	150	7	12,546
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						16
会計方針の変更を反映した 当期首残高	359	△197	162	150	7	12,562
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△459
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,501
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△15	13	△2	32	△2	27
連結会計年度中の変動額合計	△15	13	△2	32	△2	1,069
2022年3月31日 残高	343	△183	159	182	4	13,632

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	8,326	流 動 負 債	2,509
現 金 及 び 預 金	2,694	買掛金	142
受 取 手 形	11	未 払 金	41
売掛金	3,525	未 払 費 用	395
契 約 資 産	37	未払法人税等	324
有 価 証 券	1,901	契 約 負 債	38
原材料及び貯蔵品	1	未払消費税等	233
前 払 費 用	92	預りの金	121
未 収 入 金	54	賞 与 引 当 金	1,213
そ の 他	9	固 定 負 債	1,513
貸 倒 引 当 金	△1	退職給付引当金	1,261
固 定 資 産	5,890	資 産 除 去 債 務	58
有 形 固 定 資 産	522	そ の 他	193
建物	1,037	負 債 合 計	4,022
構築物	82	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	15	株 主 資 本	9,667
工具器具備品	358	資 本 金	1,448
土 地	91	資本剰余金	1,572
減 価 償 却 累 計 額	△1,063	資 本 準 備 金	1,269
無形固定資産	48	その他資本剰余金	303
ソフトウェア	35	利 益 剰 余 金	7,817
ソフトウェア仮勘定	3	その他利益剰余金	7,817
電話加入権	8	固定資産圧縮積立金	0
投資その他の資産	5,320	別途積立金	450
投 資 有 価 証 券	4,232	繰 越 利 益 剰 余 金	7,367
関係会社株式	118	自 己 株 式	△1,171
出資金	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	343
長期前払費用	4	その他有価証券評価差額金	343
繰 延 税 金 資 産	737	新 株 予 約 権	182
敷金及び保証金	228	純 資 産 合 計	10,194
資 産 合 計	14,217	負債及び純資産合計	14,217

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		科					金	額
								百万円
売			上		高			14,608
売		上		原	価			11,072
売		上	総	利	益			3,535
販	売	費 及	Ω, —	般管	理費			2,014
営		業		利	益			1,520
営		業	外	収	益			305
	受		取		FIJ	息		0
	有	価	証	券	利	息		21
	受	取		配	当	金		51
	業	務	受	託 岩	以 以	入		109
	経	営	指	導	以 以	入		7
	助	成	,	金	収	入		107
	そ			\mathcal{O}		他		8
営		業	外	費	用			20
	業	務	受	託 岩	料 費	用		19
	そ			\mathcal{O}		他		0
経		常		利	益			1,806
特		別		損	失			1
	古	定	資	産	余 却	損		1
	税	引息	前 当	期	純禾	益		1,805
		人税、	住 民		び事	業税		613
	法	人	税	等 訓		額		△42
	当	期		純	利	益		1,234

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株		主	資		本		
		資 :	本 剰 弁	金金	利	益	剰余	金		
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					の他利益剰	余金			株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	合計
2021年4月1日 残高	1,448	1,269	303	1,572	0	450	6,577	7,027	△1,171	8,877
会計方針の変更に よる累積的影響額							14	14		14
会計方針の変更を反 映した当期首残高	1,448	1,269	303	1,572	0	450	6,591	7,042	△1,171	8,891
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△459	△459		△459
当期純利益							1,234	1,234		1,234
固定資産圧縮 積立金の取崩					△0		0	_		-
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	△0	_	775	775	_	775
2022年3月31日 残高	1,448	1,269	303	1,572	0	450	7,367	7,817	△1,171	9,667

	評価・接	與算差額等		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
2021年4月1日 残高	359	359	150	9,387
会計方針の変更に よる累積的影響額				14
会計方針の変更を反 映した当期首残高	359	359	150	9,401
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△459
当期純利益				1,234
固定資産圧縮 積立金の取崩				_
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△15	△15	32	16
事業年度中の変動額合計	△15	△15	32	792
2022年3月31日 残高	343	343	182	10,194

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社KSK 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清 業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 はるみ業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KSKの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KSK及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任が ある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計 算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報 告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、 構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実 施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社KSK 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士大谷はるみ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KSKの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に 対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として 存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成 及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環 境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2022年5月20日

株式会社KSK監査役会

 常勤監査役
 内
 山
 郁
 夫
 印

 社外監査役
 杉
 本
 一
 志
 印

社外監査役 塩畑 一男 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、連結業績を基準に配当性向 30%を目処に行うことを基本方針としております。

第48期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金77円

配当総額 459,421,039円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を 請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定すること ができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則 は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更の内容は次の通りであります。	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新一設)	(電子提供等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(新 設) (新 設)	(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条 (電子提供等)の新設は、2022年9月1日からの対象にいかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候 補 者 番 号		略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
1	河村 算美 (1951年1月11日生)	1974年4月 株式会社協和銀行入行 1998年8月 当社入社 本社支配人 1999年6月 当社常務取締役就任 2000年6月 当社専務取締役就任 2001年6月 当社代表取締役社長就任 2019年4月 当社代表取締役会長就任(現任)	24,500株
	益の達成へと業績を導く] 長年に亘り経営に携わり、体制の整備を行うとともに過去最高 など、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しているこ 舌等を行ってもらえると判断したためであります。	
2	** ^{** の のぶゆき} 牧野 信之 (1954年5月4日生)	1977年4月 株式会社協和銀行入行 2002年10月 イーピーエス株式会社入社 2008年1月 株式会社アドバンスト・メディカル・ケア入 社 2009年4月 当社入社 管理本部ゼネラルマネージャー 2009年6月 当社取締役就任 管理本部情報システム室長委嘱 管理本部情報システム室長委嘱 2014年1月 当社常務取締役就任 2015年11月 管理本部システム・設備統括室長委嘱 2017年10月 当社代表取締役専務就任 2018年4月 HR本部長委嘱 2019年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	13,500株
	新を実現した他、健康経	-]] して当社グループの経営管理の統括等にその手腕を発揮し、業 営担当として「健康経営銘柄」の4年連続認定に尽力するなど ント力を有しているためであります。	

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (重	、 当 社 に お け る 地 位 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数		
3	南佐東 俊一 (1959年9月19日生)	1983年4月 1996年7月 2008年1月 2010年1月 2011年1月 2011年1月 2017年4月 2017年10月 2018年6月 2019年4月	事業本部事業推進部長	1,400株		
	[取締役候補者とした理由] 他法人における営業分野での長年に亘る豊富な経験と幅広い見識を、当社グループの事業運営体制の 強化に活かせることや、当社事業企画本部長として事業戦略を立案実行し、現場組織の強化に手腕を 発揮してきたこと等によるものであります。					
4	照为 定光 (1964年9月23日生)	1985年4月 2000年7月 2004年5月 2006年1月 2011年7月 2018年1月 2018年4月 2018年6月 2019年4月 2020年6月	当社入社 エンタープライズデパートメント NTTグループBU第1グループリーダーケイエスケイテクノサポート株式会社取締役就任 事業本部ネットワーク事業部システムエンジニアリングBUマネージャー事業本部ネットワークサービス事業部ゼネラルマネージャー事業本部第2ネットワークサービス事業部長取締役就任(現任)執行役員就任(現任)ネットワークサービス事業本部副本部長委嘱ネットワークサービス事業本部長委嘱ィットワークサービス事業本の表示。	7,400株		
		クサービス事業	での長年に亘る豊富な経験と幅広い見識により 営に手腕を発揮してきたこと等によるものであり			

候 補 者 番 号	1 	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数	
5	加克	1987年4月 株式会社協和銀行入行 2005年7月 株式会社りそな銀行大船支店長 2008年1月 株式会社りそなホールディングス グループ戦略部グループリーダー 2009年4月 株式会社りそな銀行 新都心営業部 営業第三 部長 2012年4月 同行 東京営業部 東京営業第二部長 2015年4月 同行 東京年金営業部長 2017年11月 昭和リース株式会社 りそな営業推進部長 2018年4月 同社 執行役員りそな営業推進部長 2019年4月 りそな決済サービス株式会社 プロダクト 開発営業部部長 2020年4月 当社入社 管理本部副本部長 2020年6月 取締役就任(現任) 執行役員就任(現任) 管理本部長委嘱(現任)	200株	
] 国部門での経験と幅広い見識、組織マネジメント力を活かし、 解決に対して、当社管理本部長として手腕を発揮してきたこと		
6	多和语 英俊 (1956年2月2日生)	1980年11月 監査法人朝日会計社入社 1984年9月 公認会計士登録 1996年5月 朝日監査法人 社員就任 2006年5月 有限責任あずさ監査法人 代表社員就任 2014年7月 多和田公認会計士事務所所長 (現任) 2015年6月 当社社外取締役就任(現任) 「重要な兼職の状況」 多和田公認会計士事務所所長 佐鳥電機株式会社社外取締役	1,400株	
[社外取締役候補者とした理由] 公認会計士として多くの企業での監査経験があり、他社の社外取締役としての経験も有っ ら、引き続き、経営全般の監視と財務会計に関する専門的な観点からの有効な助言が得らま 期待したためであります。				

候 補 者 番 号	氏 名(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 (重 要 な 兼 職 の 状 況			
7 **	井宣 広 (1950年7月13日生)	1976年4月 日本電気エンジニアリング㈱入社 1980年6月 日本電気アイシーマイコンシステム 1994年6月 同社 九州LSI開発セッタ-第一マイコン開発記 1998年6月 同社 ASICデザインセンター長 2002年6月 NECマイクロシステム(株) 先端LSIII 部長 2003年6月 同社 執行役員 2006年9月 NECエレクトロニクス(株) 第一シLSI事業本部長 2007年4月 同社 第二SoC事業本部長 2009年6月 NECマイクロシステム(株)代表取締役 2010年4月 ルネサスマイクロシステム(株)代表取	部長 開発事業 ステム O株		
	[取締役候補者とした理由] 経営者としての企業経営の経験に加え、長年に亘るLSI開発に係る豊富な経験と幅広い知 とから、経営全般の監視と当該知見を活かした有効な助言が得られることを期待しただす。				

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 3. 多和田英俊氏は、社外取締役候補者であり、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 井口広氏は、新任社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - 5. 多和田英俊氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
 - 6. 当社は、多和田英俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項 に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の 責任限定契約を継続する予定であります。また、井口広氏の選任が承認された場合、同氏との間にお いても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選仟の件

監査役杉本一志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
やまうち ひさみつ 山内 久光	1993年04月 弁護士登録	O株
(1964年1月3日生)	[社外監査役候補者とした理由] 弁護士としての専門知識があり、当社との間に利害関係が無い中立ことや、最高裁判所契約監視委員会委員や司法研修所の弁護教官の幅広い見識から有効な助言が得られ、監査役としての職務を適切にと判断したためであります。	D経験等に基づく

- (注) 1. 山内久光氏は新任の社外監査役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 山内久光氏は、社外監査役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 - 4. 山内久光氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額する予定です。

以上

【ご参考】取締役・監査役候補者のスキルマトリックス

当社は取締役の選任の運用において、会社の各機能と各本部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点等を総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。また、第3号議案が承認された場合、社外取締役(独立役員)は2名となります。なお、取締役及び監査役候補者に期待するスキルマトリックスは、次の通りであります。

		(社外)	企業経営	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	財務会計	人事労務 健康経営	人材育成	C S (*1)	Iンゲージメント (*2)	品質	技術
= 1	取締役										
	河村 具美		0	0	0	0	0	0	0	Ì	
	牧野 信之		0	0	0	0	0	0	0		
	阿佐見 俊一							0	0	0	0
	照内 定光							0	0	0	0
	川辺 恭輔			0	0	0					
- 1	多和田 英俊	*	0	0	0						
新任	井口 広	*	0	0						0	0
• }	■監査役										
	内山 郁夫		0	0							0
	塩畑 一男	*	0	0	0	*					
新 任	山内 久光	*	0	0							

^(*1) CS:現場力、チーム制、全員営業等を通じたCS向上

^(*2) エンゲージメント:各種社内施策等の展開による、より良い企業風土の構築

メ	Ŧ	

第48期定時株主総会会場ご案内図

会場:東京都多摩市落合一丁目43番地 京王プラザホテル多摩 3階白鳳 TEL 042 (374) 0111

京王相模原線 小田急多摩線 多摩センター駅より徒歩2分 多摩モノレール







